

平成30年9月定例会 経済委員会（事前）

平成30年9月7日（金）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

来代委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、商工労働観光部関係の調査を行います。

この際、商工労働観光部関係の9月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 徳島県重度心身障害者雇用奨励金交付条例の一部改正について

【報告事項】

- 平成29年度観光振興施策の実施状況について（資料1，2）
- 「徳島県観光振興基本計画（第3期）」の策定について（資料3）
- 「30回記念大会WWAウェイクボード世界選手権大会2018」の開催結果について  
（資料4）
- 「とくしまマラソン」について（資料5）
- 関西国際空港閉鎖に伴う県内企業への影響について

黒下商工労働観光部長

商工労働観光部から今定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元の経済委員会説明資料に基づきまして、御説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。

平成30年度一般会計につきましては、補正額欄の最下段に記載のとおり、1億7,492万5,000円の増額をお願いしており、補正後の予算額は合計で725億470万8,000円となっております。

次に、2ページをお開きください。

課別主要事項説明でございます。

まず、企業支援課でございます。

資料中段、中小企業指導費の摘要欄の①中小企業総合支援費のア、企業災害対応パッケージ支援事業としまして、平成30年7月豪雨等の影響を受けました中小企業への経営支援のための専門家派遣等に係る経費として100万円を計上いたしております。

続きまして、3ページを御覧ください。新未来産業課・工業技術センターでございます。

工業技術センター費におきまして、工業技術センターにおけるブロック塀の安全対策に要する経費として84万8,000円を計上いたしております。

4ページをお開き願います。労働雇用戦略課でございます。

計画調査費の摘要欄の①地方創生の深化のための支援費のア、中小企業「働き方改革」スタート事業といたしまして、本年6月に成立した働き方改革関連法に対し、県内中小企業のスピード感を持った対応を促進するため、経営者等を対象に、働き方改革の実現に向けました課題を共有するためのシンポジウムの開催や、経済団体等と連携した個別企業訪問などによる法適用に向けた制度の全県的な周知・啓発のための経費として200万円を計上しております。

5 ページを御覧ください。産業人材育成センターでございます。

職業能力開発校費の摘要欄の①職業能力開発校整備事業費のア、テクノスクール整備事業といたしまして、テクノスクールにおけるブロック塀等の安全対策に要する経費として1,597万7,000円を計上いたしております。

6 ページをお開きください。観光政策課でございます。

計画調査費の摘要欄の①地方創生の深化のための支援費のア、香港定期便へ！誘客・交流拡大推進事業として、本年12月からの香港との季節定期便就航という好機を捉えまして、団体旅行客に加え、個人旅行者の観光誘客を促進するため、個人旅行の需要喚起につながる助成制度を設けるとともに、香港での効果的な情報発信を行うための経費として700万円を計上しております。

また、観光費の摘要欄の①観光とくしま促進費のア、宿泊施設魅力アップ支援事業といたしまして、宿泊者の増加を図るため、県内の宿泊施設が、多くの観光客から選ばれ、かつ、再び宿泊したいと思われる施設となりますよう、魅力アップにつながる施設整備を支援するための経費として8,000万円を計上いたしております。

7 ページを御覧ください。にぎわいづくり課でございます。

計画調査費の摘要欄の①地方創生の深化のための支援費のア、とくしまマラソンランナーズオアシス事業及び観光費の摘要欄の①観光交流推進費のア、とくしまマラソン支援事業といたしまして、それぞれ1,600万円及び3,000万円、合計4,600万円を計上いたしております。内容は、第12回大会となる、とくしまマラソン2019や、大会前日にマラソン初心者やファミリー層などが参加できるファンランの実施に加えまして、当日祭などの多彩なおもてなしイベントの開催経費でございます。

また、観光費の摘要欄の②観光施設管理運営費のア、出島野鳥公園魅力アップ事業といたしまして、開設から23年が経過した出島野鳥公園テニスコートにおきまして、人工芝の全面張替に加えまして、休憩所の改修などを行いますとともに、イ、観光施設修繕費といたしまして、あすたむらんど徳島におけるブロック塀の安全対策に要する経費として合計2,210万円を計上いたしております。

次に、8 ページをお開き願います。

その他の議案等といたしまして、条例案1件を提案させていただいております。

アの徳島県重度心身障害者雇用奨励金交付条例の一部を改正する条例につきましては、雇用対策法及び雇用対策法施行令の一部改正によりまして、所要の整理を行うものでございます。

商工労働観光部において、今定例会に提出を予定しております案件につきましては、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、この際、5点、御報告させていただきます。

まず、1点目は、徳島県観光振興基本計画に基づいた施策の実施状況についてでございます。

もてなしの阿波とくしま観光基本条例の規定に基づきまして、平成29年度における徳島県観光振興基本計画の事業の検証結果について御報告を申し上げます。

お手元に、平成29年度観光振興施策の実施状況を取りまとめた資料といたしまして、概要版として資料1を、また、全体版として資料2を御用意をさせていただいております。

このうち、資料1に基づきまして、御説明を申し上げます。

平成29年度は、三つの核となる重点施策及び七つの基本方針に基づき、観光振興施策を実施したところであります。

その主な取組といたしましては、阿波おどりの通年化に向けて、春、夏に加え、秋の阿波おどりの開催、WEBサイトやSNSを活用した「#徳島あるでないで」キャンペーンの実施、助成制度活用などにより、学会や会議等コンベンションの誘致、香港、台湾の旅行会社やメディアを招へいたしたPRなどを展開いたしたところでございます。

今後とも、観光振興基本計画に基づく各種施策を積極的に推進してまいります。

続いて2点目でございますが、徳島県観光振興基本計画（第3期）の策定についてでございます。

お手元の資料3を御覧ください。

本県においては、徳島県観光振興基本計画に基づきまして、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進いたしております。

現計画は、平成27年3月に策定し、今年度が計画期間の最終年度となりますことから、新たな基本計画の策定を行う必要がございます。去る9月3日に、知事から徳島県観光審議会に対して諮問を行い、今後、本格的に議論を深めていただくことといたしております。なお、基本計画につきましては、本骨子を基に策定していくことといたしまして、策定の節目には県議会、当委員会におきまして御報告申し上げ、御論議いただき、本年度内に計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

第3点目は、30回記念大会WWAウェイクボード世界選手権大会2018の開催結果についてでございます。

お手元の資料4を御覧ください。

去る8月30日から9月2日までの4日間、三好市池田町池田湖特設会場において、世界34か国・地域から、国内51名、海外96名、合わせて147名の選手に御出場いただき開催いたしたところです。

本大会は、アジア初の世界選手権大会でありますとともに、30回目の記念大会、また、今シーズンの世界のトップを決定するワールドシリーズ最終戦でもありました。

競技内容につきましては、男女のプロ部門、ジュニアのプロ部に加え、地元三好市の小学生で結成されましたイケダコイレブンが出場しましたアマチュアクラスにおいて、技を競ったところでございます。

4日間の大会開催中には、国内外、約1万1,000人の皆様に観戦いただくとともに、吉野川をはじめとした徳島の豊かな観光資源、ウォータースポーツの楽しさを体感していただいたところでございます。

さらに、9月1日土曜日には、地元三好市の皆様による共催イベント、JCわくわくフェスタや四国酒まつり秋の陣、うだつマルシェ、銀座よろず市なども開催をして頂きまして、選手を含む約3,000人の来場者で大いににぎわったところであります。

本大会の開催により、ウォータースポーツのまちづくりに取り組む地域の魅力が、国内外に強く発信され、知名度が高まる絶好の機会となったところをございまして、今後とも地域と連携しまして、本大会の成果をしっかりと未来につなげてまいりたいと考えております。

4点目は、とくしまマラソンについてでございます。

お手元の資料5、1ページを御覧ください。

とくしまマラソンにつきましては、去る8月28日に開催されました実行委員会におきまして、2018大会の収支決算及び2019大会の事業計画案並びに収支予算案について審議がなされまして、承認を頂いたところでございます。

2019大会の事業計画案でございますが、1の期日は、平成31年3月17日日曜日とさせていただきます。変更事項について何点か御説明を申し上げます。

6の募集定員及び参加者の決定方法につきましては、募集定員の1万5,000人については、変更ございませんが、内訳である海外ランナーの部分におきまして、最近の海外ランナーの増加傾向を踏まえ、海外枠を200人から300人に拡大させていただいたところがございます。

2ページを御覧ください。

今大会からの新たな取組といたしましては、ランニング専門誌の発行やマラソン大会のエントリーサイトの運営などを行っておりますランナーズグループに属する一般財団法人アールビーズスポーツ財団が主催するマラソンチャレンジカップに参加し、大会の競技性向上を図ってまいりたいと考えております。

また、11の関連イベントといたしまして第10回記念大会から開催しておりますファンランにつきましては、参加者から総じて高い評価を頂戴しておりますことから、2019大会におきましても継続して開催することとしております。

前回の1/10マラソン、4.2キロメートルコースに加え、参加者の対象年齢を小学生以上から保護者同伴の4歳以上に引き下げた1.5キロメートルのコースを新設いたしまして、参加者の拡大を図り、とくしまマラソンの裾野拡大につなげてまいりたいと考えております。

12の収支予算案についてでございますが、収入の部では、主催者であります県、徳島市等からの補助金・負担金収入6,600万円、前年度繰越金465万1,000円等を含め、2億3,755万1,000円を計上しております。下段の支出の部につきましても、同額とさせていただきます。

収入の部の協賛金・広告料等、支出の部の事業費の欄におきまして、それぞれ840万円の増額となっておりますが、これは主に、先ほど御説明させていただいたマラソンチャレンジカップへの参加に伴うものでございまして、主催者団体への参加料の支出が必要となる一方で、支出する金額と同額が、協賛金として主催団体から収入されることとなっております。新たな費用の発生はございません。

3ページ目には、2018大会の収支決算を添付させていただいております。

以上が、とくしまマラソンについての御報告でございます。

続きまして、最後の5点目でございます。

資料はございませんが、関西国際空港閉鎖に伴います県内企業への影響につきまして、御報告を申し上げます。

当部では、状況把握のため、台風襲来の翌日9月5日から貿易等を行っております主要な県内企業や、旅行会社、宿泊事業者に対しまして聞き取り調査を行ったところでございます。原料や製品の輸送で関西国際空港を使っている事業者におきましては、代替品の検討や中部国際空港の利用、海上輸送への切替えなど代替ルートを順次検討している状況を把握いたしております。また、納期の遅れ、他空港への振替など海外出張への影響、旅行ツアーの中止やキャンセルの発生、長期化による更なる影響の拡大を懸念するとの声を頂戴しているところでございます。

今後、動向を見守りながら、関西国際空港の利用制限の長期化も懸念されるところでありますので、引き続き県内企業からの情報収集に努めますとともに、経済団体等支援機関としっかりと連携させていただきまして、経営相談機能の強化や制度融資の活用をはじめ、今議会の補正予算でも御審議をお願いすることにいたしております。経営の専門家を派遣する企業災害対応パッケージ支援事業も活用しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします

説明及び報告につきましては、以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 来代委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより、質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 達田委員

ただいま、説明を頂きました予算に関してお尋ねをいたします。

予算書では4ページの中小企業「働き方改革」スタート事業、新規事業についてなんですけれども、先日頂きました平成30年度9月補正予算（案）の主な事業に基づいてお尋ねしたいと思います。

この中小企業「働き方改革」スタート事業では、中小企業における法適用時期というようなことで、2019年度、2020年度、2021年度と書かれているのですが、この中で長時間労働の規制がされましたということで、残業時間を月100時間未満、年720時間を上限とか、勤務間インターバル制度の導入が努力義務であるとか、企業に有給5日間の取得の義務化というようなことが書かれているわけです。

確かにこれは国で決まったものなんですけれども、この残業時間を月100時間未満、これ繁忙期ですけれども、これにつきましては非常に多くの国民から異論が出たところでありまして、また過労死で家族を亡くされてしまったという御家族の皆さんからも、こんなものを作るものじゃないということで大きな反対が起こりました。

しかし、押し切られてしまったわけなんですけれども、県がこういうふうな月100時間

未満、年720時間というのをわざわざ書いて、そしてスピード感を持って対応していくのだということを取組をするというのに、非常に私は違和感を抱くわけなんですけれども、これについてはどういうふうにされるのでしょうか。

#### 阿部労働雇用戦略課長

ただいま、達田委員から中小企業「働き方改革」スタート事業につきまして御質問を頂きました。

この働き方改革関連法につきましては、労働基準法などの8本の法律を改正したものでございますが、委員のおっしゃる残業時間の上限規制につきましては、労働時間に関する大変大きな改正部分でございまして、働き過ぎを防ぎながらワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方を実現するための改正でございます。

残業時間の上限につきましては、原則として月45時間、年360時間という規制がございしますが、このスタート事業に書いております時間数は、臨時的な特別な事情がある場合は月100時間未満、年720時間以内と今回法律に上限がしっかりと定められたものでございます。

この上限につきましては、ここまでは残業が可能だというものではございませんで、上限を決めてそれ以上はしてはならないという罰則も設けたものでございます。

働く人々の健康を守って、それぞれのワーク・ライフ・バランスを実現いたしまして、豊かな生活を過ごすということで、この法律の改正がなされたものです。こうした法の趣旨や改正の内容につきまして、徳島労働局と連携しながら企業はもとより労働者など広く県民の皆様方に、この法の趣旨などをしっかりと周知啓発をしてまいりたいと考えております。

#### 達田委員

私がお聞きしましたのは、この100時間未満とか年720時間ということを書いてしまいますと、これが上限だというように取られてしまって、結局100時間未満といえますから99時間働いたとしても違反にはならないということなんですよね。今、過労死というのが非常に問題視されている中で、こういうふうに時間が決まったからといって県がそのまま書き込むというのはおかしいのではないかと思うわけです。

書き込むのであれば、先ほどおっしゃったように、月45時間、年360時間という法律の原則をきちんと書き込むべきだと思うわけです。8時間働けば普通に暮らせる。そういうふうな働き方をしてこそ働き方改革というのじゃないかと思うのですけれども、わざわざ国民から批判の多いこの数字をここに書き込んで指導していくと言っても本当に効果的にいけるのだろうか、という疑問があるのです。その点でもう一度お尋ねしておきます。どうして、この時間を書き込んでいるのですか。

#### 阿部労働雇用戦略課長

私どもといたしましては、法律の改正内容を適正にお伝えして、企業、労働者の皆様方にしっかりと法の趣旨と内容を御理解いただきたいと考えております。

今後も企業の皆様方や労働者の皆様方にどのような形で周知するかということにつきま

してはいろいろな御意見を頂きながら研究等を行いまして、企業の皆様方の御理解を得るようしっかりと周知啓発してまいりたいと考えております。

#### 達田委員

意見で述べさせていただきますけれども、月45時間超というのは年6か月はいけますよということなんです。そうすると年の上限720時間ということになりますと、半年間は毎月75時間働いていいよということになるわけです。結局75時間とか80時間と申しますと過労死ラインすれすれのところで働いていくというようなことで、若い労働者の命が粗末にされている現状を解決していけるのかという疑問があるわけなんです。

ですから何でもかんでも国が決めたからといって書き込むのではなくて、県はしっかりと労働者を守ると、命を守るという立場で、こういう事業をしていくのであればしていただきたいと思っておりますので、8時間働いたらしっかりと暮らせますよ、安心して暮らせますという徳島県であってこそ、若者が徳島県にやって来るのじゃないかと思っております。そういう方向で取り組んでいただけますように意見を申し上げておきたいと思っております。

それと時間が余りありませんので、もう一つは香港季節定期便の予算でございます。誘客・交流拡大推進事業というのがございますけれども、この中で、徳島県で泊まった場合に補助金が出ますというようなこともお聞きしたのですが、どういうふうにするのでしょうか。お尋ねいたします。

#### 國安誘客営業担当室長

香港季節定期便に関する御質問ですが、今回香港から来られる個人旅行者を主なターゲットにいたしまして、利用していただくということで宿泊レンタカー助成を行うという形を検討しております。

香港・徳島便の利用促進、県内宿泊者数の増につなげてまいりたいと考えておりまして、季節定期便を御利用していただいた外国人観光客が県内に宿泊された場合に、一人当たり2,500円を上限に助成させていただくということと、またレンタカー助成で徳島阿波おどり空港を御利用された個人旅行者に割引クーポンを配付させていただきまして、レンタカーを借りる際にクーポン提示で一人2,500円の助成を受けていただくという制度を考えております。

#### 達田委員

徳島県に香港から航空便で来られると。そしてレンタカーを借りて旅行に行かれるということなんですけれども、必ず徳島県内で泊まっていただくということがセットで条件になると理解してよろしいですか。

#### 國安誘客営業担当室長

徳島県内に御宿泊いただくということをセットで考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### 達田委員

そういうことで個人で旅行される方も県内で必ず泊まっていただくという方がどんどん増えればいいなと私も思うんです。肝腎の航空便なんですけれども、期間限定ということになります。年間通じて就航できるようにするための条件と言いますか、どういうふうなことをクリアしていく必要があるのでしょうか。

#### 國安誘客営業担当室長

今回季節定期便の就航ということで期間限定にはなっているのですが、今回の季節定期便であるキャセイドラゴン航空の搭乗率を上げることによって、継続して徳島のほうに就航していただくよう努力してまいりたいと考えております。

#### 達田委員

定期で就航していただくためには、搭乗率とか本当に大きな目標を達成していかななくてはいけないのではないかと思います。そのためには徳島のPRが非常に大事だと思うのですが、現地メディア等へのプロモーションの強化というのもここに入っています。これからのプロモーションは、今までやっていたことをそのままというのではなかなか達成できないのではないかと思います。これまでどういうふうなことを行って、新たにこういうふうな新しい事をやりますというのがありましたら教えていただけたらと思います。

#### 國安誘客営業担当室長

従来、パック、団体ツアー向けの商談会であったり、ファムツアーなどを実施していましたが、今回それに加え定期便の就航ということで、いわゆるFITといわれる個人旅行者を対象としたプロモーションを実施することが重要と考えております。香港は、実際個人観光客が91%と非常に大きいシェアを占めておりますので、そこに向けた、最近SNSの活用が特に言われておりますので、SNSとか個人向けの旅行専門誌等をターゲットとしたメディア戦略というのを展開してまいりたいというふうに考えております。

#### 達田委員

徳島県内、西部地域では非常に外国の方が多く、私も行ってびっくりしたのですけれども、お客さんがお客さんと呼ぶということで、いろいろ来た方が宣伝してくれているような状況もあると思います。徳島県全体がそういう状況になってくれたらいいなと思いますので、是非、南部地域もお客さんが呼べるように工夫をしていただけたらと思いますのでお願いをして、時間がきましたので終わります。

#### 井川委員

補正予算の中の、宿泊施設魅力アップ支援事業について聞かせていただきます。

観光というのは大きな柱で、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて成長産業の柱としていろいろ取り組んでいっているところではありますが、世界基準の観光地形成にということで、DMOをはじめ、いろんなことをやりかけているようではありますが、この宿泊施設魅力アップ支援事業、これは要するに県内の宿泊施設をいろいろ助けて、もう1回泊まってもらいたいというか、1回来たお客さんがもう1回来てもらえるように応援

していくというような事業なんでしょうけど、宿泊事業者の声をどのように受け取ってこういうものを始めたのか教えてもらえますか。

岡島観光政策課長

ただいま、井川委員から今回補正予算を出させていただいております宿泊施設魅力アップ支援事業について、宿泊事業者の声をどのように反映しているのかというような御質問かと思えます。

こちらの制度を創設するに当たりまして、私どもも県南から県西、徳島県全域の各地の宿泊施設を約20施設ほどを回らせていただいているところでございます。

そういった中で、多くの施設の方にいろいろお話を頂いて、今、観光の施設に関してどういうふうな御要望がございますかと御意見を頂戴したところでございます。

そういった中で、今回制度設計をさせていただいておりますけれども、客室あるいは入浴施設、温泉等、それと食空間と言いましょか、食事をされる空間に利用者の方から御要望があると聞きしたところでございます。そういった御意向を反映した制度というような形にさせていただいたところでございます。

多くの宿泊施設の方からは、この制度について可能な限り利用を検討したいというお声も頂戴しているところでございますので、今後、御審議を頂いて御了解を頂きましたら、我々としても努力をして、宿泊や施設の周知も含めまして積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

井川委員

私たちが視察などで年間に何日もホテルに泊まりますけど、落ち着いた空間といいますか、ただ新しいからとかきれいだからというだけで良いというのではなくて、全体の醸し出す雰囲気があって、ここにもう1回来たいなというイメージの所はありますので、十分皆さん、旅館の方もそうですし、観光客の声も聞きながら進めたいと思います。

それで、これいつまでこの事業はするのですか。短期間でこれだけの予算でやったってそんな大したことはないだろうし、どのような期間を考えているのか教えていただきたいと思えます。

岡島観光政策課長

いつまでの事業かという御質問かと思えます。

先ほど、井川委員のほうからもお話がありましたけれども、来年2019年からのラグビーのワールドカップをはじめ、東京オリンピック・パラリンピック、あるいは関西ワールドマスターズゲームズということで、いろいろ国際スポーツ大会が目白押しでございます。

そういった中で、特に東京オリンピック・パラリンピックでは多くのインバウンドを中心に誘客が期待できるというところでございますので、まずは東京オリパラまでの期間というような形で、全力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

井川委員

取りあえずは東京オリパラと分かっていることなんですけれど、補助金をもらう側も使いやすいというのですか、そういう補助金にさせていただかないと申請してもなかなか大変だとか、書類うんぬん大変だとか、なかなか前に向いていかないだろうし、その辺を十分注意してやっていただきたいと思います。

あと、この委員会の中で私だけ徳島市なもんで、一言言わないとあれかなと思ったんですけど、今年の阿波おどりなんですけれども、阿波おどりは確かに徳島市が主催でやっていたのですが、徳島市の阿波おどりだから、県議会の経済委員会でどうこう言うべきことではないのかも分からないのだけど、やっぱり大きな徳島の一大イベントというかキラコンテツというか、あれあつての徳島の観光だと思うのですよね。

今年の阿波おどりはいろいろありました。その内容はどうのこうの言う気はないのですが、本当に通りを歩いても栈敷の中がガラガラで、今どこの連が栈敷の中を通っているなど、ちょうちんが何連のちょうちんだなとか分かるくらいガラガラですし、ガラガラの栈敷に今度入ってやろうかと思ったら、指定席だからパソコンで調べたり時間が掛かって入れないし、何じゃこれはというような、私の目から見たら例年に比べたら本当に悲惨だなと。

108万人来たとかいう報道でありますけど、とくしまLED・デジタルアートフェスティバルが35万人来ておったら108万人は十分来ているか分からないんですけど、あれではちょっと情けないです。それでこれは質問ではないのですが、県として今年の徳島市の阿波おどりをどのように思われているのかちょっと答えられる範囲で一言誰か頂けませんか。

#### 岡島観光政策課長

徳島市の本年度の阿波おどりというようなことでの御質問かと思えます。

井川委員からいろいろと先にお話を頂いて、県としてなかなかコメントしにくいところは本来あるところでございます。

これまで、徳島市の阿波おどりについては無料案内所の運営でありますとか、あるいはシャトルバスの運営等に資するというところで、県議会の皆様方の御了解を頂きまして、950万円ほどでございますけれども、徳島市の実行委員会に対して補助金を出ささせていただいて、側面支援といいたいでしょうか、そういうふうな形で携わらせていただいたところでございます。

天候等の問題も一部あったと思えます。入込客では平成以降最低かと思えますので、残念な結果になったという感想を持っているところでございます。

来年度は、また実行委員会等で御議論されると思えますので、そちらについてはいろいろ注視してまいりたいと考えております。

#### 井川委員

当然、県としてはこれ以上言えないけど、せっかく経済委員会にいて徳島市ですから言わないで済ますわけにはいかないからなんですけど。

何とかこの窮地を脱するよう県も真剣に考えていかないといけないと思っておりますので、今回私も質問が当たっておりますので、その辺も本会議で質問していこうと思つて

おりますのでまたよろしく申し上げます。

寺井委員

井川委員と関連して、民泊の宿泊施設魅力アップ事業でございますけれども、これは観光のために非常にいいことなただけで、今、はやりのいわゆる農家の体験ツアーとかいろいろありますが、そういうところまで支援するのでしょうか。

岡島観光政策課長

対象となる施設ですけれども、現在のところでございますが、これは宿泊統計にも関わってきますけれども、旅館業法に登録された県内の宿泊施設を対象というような形でと考えてございます。今、寺井委員がおっしゃられた部分については、その旅館業法の対象になっているかどうかの御判断だと思います。

寺井委員

こういう機会ですから、例えば西のほうで世界遺産に登録された、にし阿波の傾斜地農耕システム、そういうところに既に体験に来ている人たちもいるということで、そういうことを含めた西部地区の観光には非常に有り難いというか良い機会なので、民泊もできたらいいなと。

さらに、池田町、三好市は次々国際的なイベントがなされていますが、十分な宿泊施設がないんじゃないかなと思うのです。特に旅行者を次々とインターネットとかそういう世界に取り込むことが、はやっていますので、そういうほうにも協力の要請があるならばしてあげていただければと思います。よろしくお願いたします。

もう1点、企業災害対応パッケージ支援事業で今回予算が付いているわけですが、この具体的なお話をちょっと聞かせてほしいのです。もしそれで事例みたいな、例えば企業で、これだけの災害を受けているので支援を頼むというような事例があれば教えてほしい。

村上企業支援課長

ただいま、寺井委員から今回の企業災害対応パッケージ支援事業につきまして御質問を頂きました。

まず、この事業の概要でございますけれども、西日本豪雨など大規模災害が続発している中で、県内中小企業におきまして、被災工場等からの仕入れですとか原材料等が停止され、減少することによりまして、資金繰りの悪化ですとか経営の悪化等々、そういう状況に陥ったときに支援するという主旨です。

具体的には中小企業診断士といった専門家を派遣いたしまして、経営、資金繰りのアドバイス、それから各種契約の締結、更にはその先にある資金の調達等々の支援をパッケージ、一体となって実施するといった事業内容でございます。

具体的に何かないかというお話でございますが、今回7月の豪雨の関係でございますけれども、広島、岡山における工場が被災したことによりまして、仕入れがストップして売上げが減少したといったような話も一部ございます。そんなに多くはございませんけれど

も、そういった具体的な話もあったところでございます。

#### 寺井委員

本当に中小企業等々には御支援をしていただければ非常に有り難いなと思います。

実は昨日、私の友人から電話が入りまして、津田の木工団地がいつも水害と言いますか水が出ているのだという話を聞いて、先日の台風の時に被害を受けたという話がありました。

何かちょっと県とも絡んでいるのですが、水が入らないようにするのが遅れたという話があって、そういう小さな災害と申しますか、ちょうど満潮に掛かってこうなったのかどうかよく分かりませんが、そういう災害に対しても支援をするのでしょうか。

#### 村上企業支援課長

事業の対象等に関する御質問と思います。そもそも7月豪雨をきっかけとしまして、今回補正予算に計上させていただいたんですけども、対象につきましては、7月豪雨に限定せず、今回の台風に関するもの、それから小さな災害によりまして経営悪化、資金繰りの悪化等に陥った企業を対象といたしまして、依頼があれば中小企業診断士を派遣をして、支援をしたいと考えております。

#### 寺井委員

その団地では、ある香川の企業でしたが、前回にもこんなに水につかるのでしたらもう香川に帰りたいというようなお話もあったようでございますので、是非そういうところにも気を配って御支援を頂ければ有り難いなと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

#### 来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の後期の県内視察及び意見交換会についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、10月22日に県南部において実施することとし、視察箇所等につきましては、私のほうで案を作り、お示ししたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（13時45分）